

平成30年（ワ）第51号 個人情報抹消請求事件

原告；三輪唯夫外3名

被告；岐阜県、国

## 原告第9準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2018年8月20日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

本準備書面においては、被告国の2018年6月18日付け第1準備書面(以下、被告国第1準備書面という)に対して主張する。

## 第1 本案前の答弁について

1 被告国第1準備書面において、被告国は、原告らが求める抹消すべき情報として「岐阜県警が原告らの人格権を侵害して違法に収集したもの」が何であるかが具体的に主張されていないとして、訴えの却下を求めている。

2 原告らは、原告らの情報はすべて、警察庁警備局の業務との関係では法令の根拠なく(違法に)保有されているとの主張しているのであるから、同組織が保有する原告らの情報という記載で抹消請求する対象の特定は足りている。

なお、被告国が、請求が特定されていないとの主張をしていないのは、原告ら各個人の情報の特定が可能であることの現れである。

したがって、被告国の本案前の答弁には理由がない。

## 第2 請求の原因に対する被告国の認否及び認否拒否について

### 1 被告国の対応

被告国第1準備書面において、被告国は、「不知」や「相被告岐阜県警に関する事項につき、認否の限りでない」などと認否している。しかし、以下の「不知」という認否は、2015年5月26日及び同年6月4日に開催された参議院第189回国会内閣委員会での国会質疑における答弁と矛盾する。また、「認否の限りでない」とする以下の部分については認否が可能であるから、認否すべきである。

### 2 被告国の認否及び認否拒否と国会質疑の矛盾

(1) 原告らについて「不知」とする認否(請求の原因「第1 当事者」「1 原告ら」)は虚偽である

2015年5月26日に開催された参議院第189回国会内閣委員会にお

いて、山下芳生参議院議員（以下、「山下議員」という）が、公的機関における要配慮個人情報の扱いに対する認識について質疑するため、本件をとり上げた。山下議員は、本件をスクープした2014年7月24日付け朝日新聞記事を挙げ、同記事の概要として、本件の概要、2013年8月7日付け本件議事録の内容及び原告三輪の本件に対する怒りを紹介した上で、山谷えり子国家公安委員長（当時）（以下、「山谷大臣」という）に対し「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックがこの風力発電施設建設をめぐって情報交換していたことは事実でしょうか」と質問した。これに対し、山谷大臣は「大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。」と答弁した。

また、山下議員は、2013年8月7日付け本件議事録の原告らの個人情報が記載された部分及び大垣警察署警備課職員がシーテック社に対し「大々的な市民運動へと展開すると、御社の事業も進まない。平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」と述べた部分を引用した上で、警察が、原告らの同意なしに個人情報を勝手に取得することが許されるのかと質問した。これに対し、山谷大臣は「警察は、…警察法や各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っているものと報告を受けている」と答弁した。

したがって、国家公安委員会は、警察庁が岐阜県警から受けた報告を通じ、原告らのことを知っている。そのため、被告国は、かかる国会答弁を前提として認否すべきである。

- (2) 「原告らについて警察が収集した情報をシーテック社に提供する活動を行ったのは岐阜県警察大垣警察署の警備課の職員であり」という点（請求原因「第1 当事者」「2 被告岐阜県」）、及び請求原因「第2 事実経過」「1 岐阜県警とシーテック社の密談」に対する認否拒否は許されない

2015年6月4日に開催された参議院第189回国会内閣委員会におい

て、山下議員が高橋清孝警察庁警備局長（当時。以下「高橋警備局長」という）に対し、上記(1)の第1段落に引用した山谷大臣の答弁を引用した上で、「山谷国家公安委員長にはどのような報告がされているのか」と質問した。これに対し、高橋警備局長は、「本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておりました、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」と答弁した。

また、山下議員が、山谷大臣への報告では、大垣警察署の警備課長以下担当者の誰がシーテック社の社員と会ったとされているか、担当者の名前を質問したところ、高橋警備局長は「面会した警備課長は二人おりました、一人は阪上壽秋警部、もう一人は横山裕之警部、両方大垣署の警備課長でございます。」と答弁した。

したがって、国家公安委員会は、岐阜県警による警察庁に対する報告を通じ、岐阜県警察が、原告らについて警察が収集した情報をシーテック社に提供する活動を行ったことを知っている。また、原告らについて警察が収集した情報をシーテック社に提供したのが、岐阜県警察大垣警察署警備課の職員であることも知っている。そのため、被告国は、かかる国会答弁を前提として、誠実に認否すべきである。

### 3 小括

以上の通り、国家公安委員会は、岐阜県警による警察庁に対する報告を通じて、本件について知っている。したがって、被告国は、原告らについて不知としたり、相被告岐阜県に関する事項であるからといって認否を拒否したりするのではなく、認否を行うべきである。

## 第3 「原告らの主張に対する被告国の反論」について（その1）

### 1 はじめに

被告国第1準備書面の「第4 原告らの主張に対する被告国の反論」において、

被告国は、要旨、①最高裁の判例法上、プライバシー権が、個人の人格的権利として憲法13条によって保障されたものとまでは認められないこと、②被告国に対して積極的・具体的作為を求める権利となるプライバシーに関する個人的利益（自己情報コントロール権）は、憲法上保障されたものではないこと、③いわゆる消極的自由権としてのプライバシー権は、個人情報抹消請求の根拠とはならないこと等について主張している。

これらの主張が誤りであることについて、以下のとおり反論する。

## 2 プライバシー権が、憲法13条によって保障されていること

### (1) 被告国の主張

被告国は、最高裁の判例法上、プライバシー権が、個人の人格的権利として憲法13条によって保障されたものとまでは認められない旨の主張を行うが、誤りである。

### (2) 最高裁判例

公権力によって、個人に関する情報（個人情報）をみだりに収集、保存、利用（開示・公表）されない自由がプライバシーとして憲法13条によって保障されることは、①京都府学連事件判決（最高裁（大法廷）昭和44年12月24日判決）、②江沢民国家主席早稲田大学講演事件判決（最高裁（第2小法廷）平成15年9月12日判決）、③住基ネット訴訟判決（最高裁（第1小法廷）平成20年3月6日判決）、及び④GPS捜査違憲違法判決（最高裁平成29年3月15日判決）などに照らせば、明らかである。

## 3 プライバシー権侵害に対する差止請求権

### (1) 被告国の主張

被告国は、「プライバシー権に関しては、憲法上、仮にそれが不法行為法上の被侵害利益として、一定の権利性が認められたとしても、被告国に対して、

情報の差止・抹消等の一定の作為を積極的に求める具体的権利としては、プライバシー権又はそれに類する人格的利益としても認められる余地はないと解される。」旨主張する。

(2) 北方ジャーナル事件最高裁大法廷判決

しかしながら、被告国のかかる主張は、最高裁判例に照らすなら、誤りであることは明白である。

第一に、最高裁は、名誉毀損表現に対する差止請求の可否に関して、北方ジャーナル事件最高裁大法廷判決(最大判昭和61・6・11民集40巻4号872頁)において、次のように述べて、人格権(たる名誉権)の侵害を発生根拠として、差止請求権を肯定した。

「実体法上の差止請求権の存否について考えるのに、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、……人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである」。

(3) 石に泳ぐ魚事件最高裁第三小法廷判決

第二に、最高裁は、モデル小説がプライバシー権を侵害することを理由に差止めが認められるか否かに関して、石に泳ぐ魚事件最高裁第三小法廷判決(最大判昭和61・6・11民集40巻4号872頁)において、次のように判示して、原告のプライバシー権を侵害することを認め、慰謝料の支払及び公表差止めを命じた原審判決の結論を維持した。

「原審の確定した事実関係によれば、公共の利益に係わらないXのプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にな

いXの名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等によりXに重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである。したがって、人格権としての名誉権等に基づくXの各請求を認容した判断に違法はなく、この判断が憲法21条1項に違反するものでないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和41年(あ)第2472号同44年6月25日大法廷判決・刑集23巻7号975頁、最高裁昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁)の趣旨に照らして明らかである。」

なお、石に泳ぐ魚事件は、作家や、出版社の表現の自由と、小説のモデルとなった被害者のプライバシー権との比較衡量を行う必要のある事案である。石に泳ぐ魚事件最高裁第三小法廷判決は、対立諸利益の比較衡量を経た上で、プライバシー権等に基づく出版の差止めを肯定したことに注意すべきである。

これに対し、本件は、被告国には、人権の享有主体性がない。そのため、人権と人権との比較衡量を行うことすら必要性のない事案である。

#### (4) 結論

以上の二つの最高裁判例を踏まえると、本件において、プライバシー権(人格権)侵害を理由とする差止請求が認められるべきことは明白である。

この点において、被告国の主張は、プライバシー権について、およそ一切の差止請求権が認容される余地がないとするものであり、最高裁判例に照らして誤りである。

#### (5) 下級審裁判例

下級審の裁判例でも、被疑者について指紋データ・顔写真データの抹消請求権を認めた例(東京地裁平成25年5月28日判決)、公開捜査用ポスターの撤去請求権・公開捜査記事のウェブサイトからの削除請求権等を認めた例(盛岡地裁平成26年4月11日判決・判例時報2232号80頁)がある。いずれも人格権に基づき差止請求権が認められたものである。

#### 4 自由権としてのプライバシー権

(1) 被告国は、「仮に、原告が、その依拠する人格権(プライバシー権)の内容として、国からその行使を妨げられない人格的利益(消極的自由権)としてのそれを主張するものであったとしても、そのような人格的利益は、消極的自由権という性質そのものからして、憲法上、国民の私生活上の自由について、公権力の行使に対して保護されるものというにとどまるものであるから、それが国に対し、積極的な作為(情報の抹消等)を認める根拠とはなり得ない。」旨の主張を行っている。

(2) かかる主張の趣旨は、必ずしも判然としない。仮に、「自由権(国家からの自由)は、国家に対する不作為請求権であり、社会権(国家による自由)は、国家の積極的な作為を請求する権利である。原告らの差止・抹消請求は、国家の積極的な作為を請求するものであり、社会権に該当する。一方、プライバシー権は、自由権である。したがって、原告らの差止・抹消請求は認容されない。」という趣旨であれば、根本的に誤りであることは言を俟たない。

自由権が国家に対する不作為請求権であることと、一旦国家により侵害された自由権を回復するために、国家に何らかの作為を求めることとは全く矛盾しないからである。

#### 5 まとめ

以上のとおり、被告国は、憲法を直接の根拠とする原告らの主張は、個人情報抹消を求める理由として、それ自体失当であると主張するが、誤りである。

#### 第4 「原告らの主張に対する被告国の反論」について(その2)

1 被告国第1準備書面の10頁において、被告国は、「仮に、プライバシーに関わる事項について、人格権に基づく抹消請求を認め得る余地があるとしても、原

告らの被告国に対する請求には理由がない」と主張している。

すなわち、被告国は、「一般に、国や公共団体は、その行政目的を達成するため、法令の範囲内において、情報を収集し、収集した情報を保管、利用し、抹消する権能を有して」いるから、当該情報が個人の肖像権やプライバシーに関わるからといって、当然に人格権に基づく抹消請求が認められるものではなく、「国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合に限り、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができる」と解すべきである。」として、東京地裁平成25年5月28日判決・判例地方自治379号57ページを引用している。

しかし、この引用は正確ではない。同判決は、「国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合には、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができる」と解すべきである。」と判示しているのであり、抹消請求ができる場合を例示しているにすぎない。被告国の主張とは正反対の判決なのである。

- 2 被告国は、警察法2条1項を引用し、「法令の範囲内で必要な情報を収集している。」と主張するが、まさにこの点が問題なのであり、警察庁警備局は、具体的にどのような法令に基づいて、原告らの情報を保有しているのかを明らかにすべきである。

以上